

不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	法令番号	昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号				
手続名	特別障害者手当の支払差止め	根拠条項	第 2 6 条の 5				
処 分 基 準	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）第 1 2 条						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	総合福祉センター	交付 機関	総合福祉センター	目次	2 1